

平成十一年度

資料調査報告書

第二十七集

—— 旧鳥取藩士佐橋家文書 ——

序にかえて

資料調査報告書第二十七集では、当館が平成六年に寄贈を受けた「旧鳥取藩士佐橋家文書」について報告・紹介する。

佐橋家は、池田信輝（恒興）・輝政に仕えた佐橋与右衛門を初代とする鳥取池田家の譜代家臣である。佐橋家は石高三〇〇石から四〇〇石を給された中級家臣であるが、鳥取藩では、このクラスの家臣が藩政の実務を指揮することが多く、佐橋家も例外ではなく、藩の要職に付くものが多くた。本資料中にも、御目付を勤めた十代平次郎らに与えた藩主池田慶徳直筆の「御目付心得書」など、貴重な資料が含まれている。

明治維新後、当主与作は子の銀一を鳥取に残して、士族移住として北海道釧路に渡った。与作から銀一に与えた手紙などは、士族移住の実際を知る上で貴重な資料である。

本資料は、佐橋家に伝わった様々な資料が含まれており、典型的な武家文書と言える。本書の刊行によって、今後十分に資料が活用され、近世から近代にかけての鳥取藩士の実像の解明が進むことを願っている。

資料を御寄贈いただいた佐橋義仁氏の御厚意に対して、改めて感謝申し上げる次第である。

平成十二年三月

鳥取県立博物館長

西垣幸信

目次

次

序にかえて

I 目 次 1 1

I	旧鳥取藩士佐橋家文書目録	2
I	家	1
II	その他文書	2
III	書籍	9

II	解題	12
1	旧鳥取藩士佐橋家について	12
2	旧鳥取藩士佐橋家文書について	11

III	資料写真	16
あとがき		20

I 旧鳥取藩士佐橋家文書目録

番号	資料名	作成者	受取人	年代	形態	数量
I 家						
1	(知行宛行状)	池田吉泰	池田吉泰	佐橋權大夫宛	享保二年九月二十六日 折紙	一通
2	知行所替り知目録(洋入郡門前村から妻木村へ)				享保二年九月二十六日 折紙	一通
3	池田慶徳知行宛行状(三百石、奉還済朱印あり)	池田慶徳	佐橋平次郎宛	嘉永五年八月二十四日 折紙	一紙 一通	
4	池田慶徳知行宛行状(明治二年二月判物返上の際の写)	池田慶徳	佐橋平次郎宛	嘉永五年八月二十四日 折紙	一紙 一通	
5	池田慶徳稟米扶助状 従一位(池田)慶徳 佐橋與作宛	池田慶徳	佐橋與作宛	明治三年七月三日 折紙	一通	
6	池田慶徳稟米永世下賜状(現米三七石毫斗)	鳥取藩知事源朝臣慶徳	佐橋與作宛	明治三年十二月 一紙 一通	一通	
7	御判物御下戻願 佐橋與作 池田様御家令御中宛	御判物御下戻願	佐橋與作	明治一六年八月 蝶紙 一通	横半帳 一冊	
8	(家筋書上・法名書)	御判物写(吉泰より資穂まで)		明治一六年八月 蝶紙 一通	横半帳 一冊	
9	三代佐橋三郎兵衛家筋書上 佐橋三郎兵衛	三代佐橋三郎兵衛	佐橋三郎兵衛	卷紙 一通	切紙 一通	
10	家督後御奉公書(明和二年より) 佐橋伴右衛門	家督後御奉公書	佐橋伴右衛門	佐橋家歴代組帳抜書(承応三十寛文四)	佐橋家法名覚書(明治の書き入れあり) 佐橋姓	
11	佐橋家三・四代書上(家筋書上草稿)				佐橋家歴代法号書上 佐橋姓	天保四年一月 小横帳 一冊
12	佐橋伴右衛門家筋書上 七代佐橋伴右衛門				佐橋家歴代書上 佐橋姓	天保四年迄 横半帳 一冊
13	先祖書(佐橋家奉公書)				佐橋家勤向書上(安永頃迄)	天保四年一月 切紙 一通
14	佐橋伴右衛門家筋書上控 佐橋伴右衛門				佐橋家勤向書上(安永頃迄)	天保四年迄 横半帳 一冊
15	佐橋家勤向書上(安永頃迄)				佐橋家勤向書上(安永頃迄)	天保四年一月 切紙 一通
16	佐橋家歴代法号書上				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
17	佐橋家歴代書上				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
18	佐橋家歴代法号書上				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
19	佐橋家歴代書上				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
20	佐橋家法名覚書(明治の書き入れあり) 佐橋姓				佐橋家法名(位牌表書控か)	天保四年一月 切紙 一通
21	佐橋旧知取調書				佐橋家法名書上 妙要寺 佐橋伴右衛門宛	天保四年一月 切紙 一通
22	佐橋家法名(位牌表書控か)				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
23	佐橋家法名書上				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
24	佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
25	佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
26	佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)				佐橋家歴代法名書上(八代鉄藏芳尚迄)	天保四年一月 切紙 一通
27	佐橋家歴代記事抜書				佐橋家歴代記事抜書	天保四年一月 切紙 一通
28	佐橋家歴代記事抜書				佐橋家歴代記事抜書	天保四年一月 切紙 一通
29	佐橋家歴代記事抜書				佐橋家歴代記事抜書	天保四年一月 切紙 一通
30	佐橋家歴代組帳抜書(承応三十寛文四)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
31	宝永元年御分限帳書抜				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
32	善正院円哲信士法名札(俗名佐橋三郎兵衛百年忌)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
33	(歴代関係達書・御用状)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
34	乾上総・津田周防・荒尾志摩連署状(佐橋草第松山城野崎屋造子造付と許可)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
35	乾上総・津田周防・荒尾志摩連署状(佐橋三郎兵衛、名倉源六妹を妻とすることと許可)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
36	達書(佐橋銀馬之丞へ跡式相違無く)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
37	宮脇頼母用状(佐橋右平太、真田平四郎娘を妻とすることと許可)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
38	達書(佐橋伴右衛門、山岡此馬弟鉄藏養子願許可)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
39	達書(御目付仰付)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
40	達書(秀三郎様御傳役仰付)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
41	達書(佐橋伴右衛門足輕詰江戸ニ付)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
42	達書(長柄御預)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
43	御長柄預に付覺書				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
44	達書(御筒式拾挺御預)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
45	達書写(佐橋伴右衛門住人都合五人に)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
46	達書写(佐橋伴右衛門退役御免成られず)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
47	達書写(御傳役御免・加増)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
48	達書(御傳役御免・出精ニ付加増)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
49	達書(御傳役御免・出精ニ付加増)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
50	佐橋伴右衛門加増ニ付、御請書写				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
51	達書(佐橋伴右衛門老年に付へ御國への暇)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
52	荒尾近江用状(所替目録御渡のため登城の命)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
53	達書写(佐橋伴右衛門宛)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
54	達書(旧知百石納所仰付)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
55	鵜殿大隅達書(佐橋伴右衛門、真証院様御廟前に石灯籠差上許可)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
56	荒尾志摩達書(佐橋伴右衛門、大機院様法事御寺詰迄仰付)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
57	森佐左衛門宛(文化四年九月二十三日切紙一通)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
58	奥田平作宛(寛政三年三月三日切紙一通)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通
59	奥田平作宛(寛政三年三月五日切紙一通)				佐橋家歴代組帳抜書	天保四年一月 切紙 一通

57	池田日向・鶴殿大隅・荒尾志摩・荒尾近江連署状(佐橋伴右衛門・佐橋伴左衛門)	五月二七日	折紙	一通	
58	鶴殿大隅用状(岱嶽院様二五回忌ニ付、隠便の達)	一〇月五日	切紙	一通	
59	鶴殿大隅御用召状(佐橋伴右衛門宛)	二月六日	切紙	一通	
60	達書(養子鉄藏実子立)	二月六日	切紙	一通	
61	達書(佐橋伴右衛門・佐橋伴左衛門・佐橋伴右衛門)	二月六日	切紙	一通	
62	荒尾近江御用召状	二月八日	切紙	一通	
63	荒尾近江御用召状	二月八日	切紙	一通	
64	荒尾近江御用召状	二月八日	切紙	一通	
65	荒尾近江御用召状	二月八日	切紙	一通	
66	荒尾近江達書(御駕籠取に上り申す事)	二月二二日	切紙	一通	
67	荒尾小八郎用状(佐橋伴右衛門宛)	閏八月二二日	切紙	一通	
68	荒尾内匠介達書(佐橋伴右衛門、真証院御法事の際の事)	閏六月二日	切紙	一通	
69	荒尾千葉之助書状(殿様川普請により時服拝領)	五月二二日	切紙	一通	
70	黒部善太夫・佐橋伴右衛門・三沢孫右衛門宛	六月一八日	切紙	一通	
71	鶴殿大隅御用召状	二月二二日	切紙	一通	
72	鶴殿大隅御用召状(佐橋伴右衛門)	三月一八日	切紙	一通	
73	鶴殿大隅用状(佐橋伴右衛門関係・後欠)	三月二二日	切紙	一通	
74	和田左門御用召状	三月一日	切紙	一通	
75	鷺見権之丞達書(内々ニ付、抽宅へ御出候様)	三月一日	切紙	一通	
76	達書(追懸者請取口、國府口に佐橋伴右衛門)	八月九日	切紙	一通	
77	達書(文基院法号其方屋敷横通行に付)	三月	切紙	一通	
78	達書(初野才兵衛差上候足輕屋敷御渡)	一〇月一九日	切紙	一通	
79	佐橋伴右衛門用状(御着府作法に付、指示)	佐橋伴右衛門宛	切紙	一通	
80	佐橋伴右衛門口上願控(藩主帰国之節、御迎に能出たい)	伊田助左衛門・山田又太夫宛	正月一九日	切紙	一通
81	山田市左衛門書状(御先代御召駕籠の事)	佐橋伴右衛門宛	正月二〇日	切紙	一通
82	山田市左衛門書状(御駕籠取に上り申す事)	佐橋伴右衛門宛	正月二〇日	切紙	一通
83	山田市左衛門書状(御乗物修復の件)	正月二二日	切紙	一通	
84	山田市左衛門書状(御駕籠の事)	正月二二日	切紙	一通	
85	和田豊前・荒尾小八郎・荒尾近江連署状(佐橋鐵藏、加須堅介藏を養子に)	正月二二日	切紙	一通	
86	石原律左衛門宛(文化九年)正月二七日	切紙	一通		
87	荒尾小八郎達書(弁藏養子の御礼請登城の命)	二月七日	折紙	一通	
88	佐橋鐵藏宛(出火ニ付、遠慮仰付)	二月七日	折紙	一通	
89	達書(御簡拾挺御預)	二月七日	折紙	一通	
90	達書(佐橋鐵藏宛)(文政九年二月二三日)	切紙	一通		
91	津田筑後御用召状(隱居御礼請のため登城)	切紙	一通		
92	佐橋鐵藏宛(天保二年)五月七日	切紙	一通		
93	乾八次郎達書(佐橋鐵藏七十歳に付、田舎絹着用許可)	切紙	一通		
94	荒尾近江用状(真証院様御法事の参候日変更)	五月二八日	切紙	一通	
95	和田豊前達書(真証院様御施餓鬼手狹ニ付、詰め無し)	八月一三日	切紙	一通	
96	千坂太郎左衛門書状(演姫様婚姻)	二月一九日	折紙	一通	
97	達書(銀札六百拾匁)	佐橋鐵藏宛	二月二二日	切紙	一通
98	池田大藏書状(殿様御氣分御快方の事)	二月二二日	切紙	一通	
99	和田豊前御用召状(異国船漂流の節、取斗方ニ付)	五月二〇日	折紙	一通	
100	乾筑前御用召状	佐橋鐵藏宛	四年五月二六日	切紙	一通
101	乾筑前御用召状	佐橋鐵藏宛	二月六日	切紙	一通
102	和田助八郎御用召状	佐橋鐵藏宛	二月二三日	切紙	一通
103	荒尾内匠介御用召状	佐橋鐵藏宛	四月二二日	切紙	一通
104	荒尾小八郎御用召状	佐橋鐵藏宛	九月二二日	切紙	一通
105	荒尾平左衛門御用召状	佐橋鐵藏宛	九月六日	切紙	一通
106	津田筑後御用召状(家督御礼請のため登城)	九月六日	切紙	一通	
94	乾筑前達書(佐橋鐵藏物成村納願許可)	切紙	一通		

107	達書（寄合組仰付） 安倍官十郎・佐橋伴右衛門宛 （天保四年一二月二三日） 切紙 一通		
108	荒尾伊勢外四名連署状（佐橋伴右衛門、加須屋平次郎養子願許可） 米村愛之助宛 （天保一〇年）正月二三日 折紙 一通	米村愛之助宛 （天保一〇年）正月二三日 折紙 一通	
109	荒尾伊勢達書（佐橋伴右衛門、祖父伴右衛門挂領蝶御紋服平次郎着用許可） 米村愛之助宛 （天保一〇年）正月二三日 折紙 一通	米村愛之助宛 （天保一〇年）正月二三日 折紙 一通	
110	乾八次郎達書（佐橋伴右衛門五ヶ年之間在郷許可） 山本元之助宛 （天保一〇年）一二月二三日 切紙 一通	乾八次郎達書（佐橋伴右衛門五ヶ年之間在郷許可） 山本元之助宛 （天保一〇年）一二月二三日 切紙 一通	
111	達書（佐橋伴右衛門隠居・平次郎家督） 達書（佐橋伴右衛門隠居・平次郎家督） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付）	達書（佐橋伴右衛門隠居・平次郎家督） 達書（佐橋伴右衛門隠居・平次郎家督） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付）	
112	達書（親伴右衛門隠居に付、平次郎三百石知行） （天保一四年一二月七日）切紙 一通	達書（親伴右衛門隠居に付、平次郎三百石知行） （天保一四年一二月七日）切紙 一通	
113	達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付）	達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付） 達書（御目付役仰付）	
114	池田喜通書状（御目付役吹聴状の礼） 佐橋平次郎宛 （安政三年）八月二一日 切紙 一通	池田喜通書状（御目付役吹聴状の礼） 松平兵部喜通 佐橋平次郎宛 （安政三年）八月二一日 切紙 一通	
115	池田兵庫介用状（轍き事柄は御中老月番へ） 佐橋平次郎宛 （文久二年三月二〇日）切紙 一通	池田兵庫介用状（轍き事柄は御中老月番へ） 佐橋平次郎宛 （文久二年三月二〇日）切紙 一通	
116	荒尾但馬達書（池田式部家老職御免、抽者請持の事） 高坂武兵衛・佐橋平次郎宛 （文久元年）二月二一日 切紙 一通	荒尾但馬達書（池田式部家老職御免、抽者請持の事） 高坂武兵衛・佐橋平次郎宛 （文久元年）二月二一日 切紙 一通	
117	鵜殿藤次郎用狀（奥谷御廟所下馬札等出來に付） 佐分利甚右衛門宛 佐分利甚右衛門・佐橋平次郎宛	鵜殿藤次郎用狀（奥谷御廟所下馬札等出來に付） 佐分利甚右衛門宛 佐分利甚右衛門・佐橋平次郎宛	
118	荒尾但馬達書（佐橋平次郎難済ニ付、銀札六貫目拝借仰付） （文久二年）三月六日 切紙 一通	荒尾但馬達書（佐橋平次郎難済ニ付、銀札六貫目拝借仰付） （文久二年）三月六日 切紙 一通	
119	池田兵庫介用状（轍き事柄は御中老月番へ） 佐橋平次郎宛 （文久二年三月二〇日）切紙 一通	池田兵庫介用状（轍き事柄は御中老月番へ） 佐橋平次郎宛 （文久二年三月二〇日）切紙 一通	
120	多田半左衛門達書（臨時出張の際、心得） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	多田半左衛門達書（臨時出張の際、心得） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	
121	荒尾左馬允他四名連署状（安養寺丹後組仰付） 佐橋平次郎宛 （六月一六日）切紙 一通	荒尾左馬允他四名連署状（安養寺丹後組仰付） 佐橋平次郎宛 （六月一六日）切紙 一通	
122	多田半左衛門達書（急ニ御上京に付、心得書） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一五日）切紙 一通	多田半左衛門達書（急ニ御上京に付、心得書） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一五日）切紙 一通	
123	多田半左衛門達書（大砲操練改定に付） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	多田半左衛門達書（大砲操練改定に付） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	
124	荒尾但馬達書（家子子弟八才より十五才迄専ら文学修行の事） 佐分利甚右衛門・佐橋平次郎宛 （六月一五日）切紙 一通	荒尾但馬達書（家子子弟八才より十五才迄専ら文学修行の事） 佐分利甚右衛門・佐橋平次郎宛 （六月一五日）切紙 一通	
125	米村所右衛門達書（大砲操練改定に付） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	米村所右衛門達書（大砲操練改定に付） 佐橋平次郎・天野武兵衛宛 （六月一六日）切紙 一通	
126	荒尾左馬允他四名連署状（安養寺丹後組仰付） 佐橋平次郎宛 （六月一六日）切紙 一通	荒尾左馬允他四名連署状（安養寺丹後組仰付） 佐橋平次郎宛 （六月一六日）切紙 一通	
127	荒尾但馬達書（父兔齋隱居、與作相続） 佐橋平次郎兔齋と改名願 （丘制局宛） （丘制局宛）	荒尾但馬達書（父兔齋隱居、與作相続） 佐橋平次郎兔齋と改名願 （丘制局宛） （丘制局宛）	
128	跡式相続許可状（父兔齋隱居、與作相続） 鳥取藩參事 （明治二年）一一月 切紙 一通	跡式相続許可状（父兔齋隱居、與作相続） 鳥取藩參事 （明治二年）一一月 切紙 一通	
129	佐橋与作巳ノ幕御品代り金包紙 （佐橋家関係近世その他） 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	佐橋与作巳ノ幕御品代り金包紙 （佐橋家関係近世その他） 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	
130	佐橋家関係近世その他 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	佐橋家関係近世その他 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	
131	佐橋家關係近世その他 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	佐橋家關係近世その他 案紙挫（佐橋氏よりの書状案書留） 佐橋氏	
132	江戸勤向私記（江戸藩邸内諸規定書抜） 士たらんもの常に心得有る事 寛政八年三月 一紙 三通	江戸勤向私記（江戸藩邸内諸規定書抜） 士たらんもの常に心得有る事 寛政八年三月 一紙 三通	
133	退役・年賦願書控 佐橋氏 明和七年一月 橫半帳 一通	退役・年賦願書控 佐橋氏 明和七年一月 橫半帳 一通	
134	養子願控（山岡此馬弟鉄藏を娘婿に） 佐橋伴右衛門	養子願控（山岡此馬弟鉄藏を娘婿に） 佐橋伴右衛門	
135	山岡此馬願書（弟鉄藏を佐橋伴右衛門養子に） 佐橋伴右衛門宛 （文久二年九月一九日）	山岡此馬願書（弟鉄藏を佐橋伴右衛門養子に） 佐橋伴右衛門宛 （文久二年九月一九日）	
136	安永七年九月二七日 一紙 一通	安永七年九月二七日 一紙 一通	
137	佐橋鉄藏真証院様御法事に付願書控 佐橋鉄藏 福家和左衛門宛 （文化五年六月二七日）	佐橋鉄藏真証院様御法事に付願書控 佐橋鉄藏 福家和左衛門宛 （文化五年六月二七日）	
138	拝借証文控（異國船漂流之節御手当のため） 佐橋鉄藏 御勘定所宛 （文化二年一一月一三日）	拝借証文控（異國船漂流之節御手当のため） 佐橋鉄藏 御勘定所宛 （文化二年一一月一三日）	
139	拝借証文雑形（異國船漂流之節御手当のため） 手形預り覚（拾貰目手形） 山岡極人 佐橋伴右衛門宛 （天保九年四月朔日）	拝借証文雑形（異國船漂流之節御手当のため） 手形預り覚（拾貰目手形） 山岡極人 佐橋伴右衛門宛 （天保九年四月朔日）	
140	佐橋平次郎借用証（銀札壹貫目） 源太郎宛 （明治元年一二月）	佐橋平次郎借用証（銀札壹貫目） 源太郎宛 （明治元年一二月）	
141	銀札借用証 佐橋入道 八百屋伊三郎宛 （明治二年正月）	銀札借用証 佐橋入道 八百屋伊三郎宛 （明治二年正月）	
142	銀札六貫目切手 佐橋家助略仕法書 （佐橋平次郎宛）	銀札六貫目切手 佐橋家助略仕法書 （佐橋平次郎宛）	
143	銀馬允命名書 銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	銀馬允命名書 銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	
144	親類縁者之覧 佐橋入道 八百屋伊三郎宛 （明治二年正月）	親類縁者之覧 佐橋入道 八百屋伊三郎宛 （明治二年正月）	
145	銀札借用証 佐橋六貫目切手	銀札借用証 佐橋六貫目切手	
146	銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	
147	銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	銀馬允善髮包紙 （佐枝家関係）	

〔源兵衛ニ申渡〕（佐枝家の事）	慶応四年四月	切紙	一通	163 162
落合与市書状（佐枝家由緒の件）				
落合与市 佐橋伴右衛門宛	六月三五日	切紙	一通	164
落合与市書状（米子表益田方の佐枝氏由緒の件）				165
落合与市 佐橋伴右衛門宛	三月三六日	切紙	一通	166
某助太夫書状（家絶の佐枝源兵衛三付）	助太夫（佐橋）与市宛	三月一九日	切紙	167
佐枝与兵衛宛氏勝感状				
佐枝与左衛門・池田忠左衛門・江原八郎左衛門書状写	佐枝与兵衛宛			168
佐枝与左衛門・池田忠左衛門・江原八郎左衛門書状写	佐枝三郎兵衛・佐橋助太夫宛			169
益田源右衛門宛	戊年四月一〇日	切紙	一通	170
（柴山家関係）				171
柴山家歴代書上		慶応四年二月		172
〔柴山家記〕				
某書状写（柴山十兵衛の事）				173
（加須屋家関係）				
加須屋伊右衛門宛池田光仲知行宛行狀写	佐橋三郎兵衛・佐橋助太夫宛	元禄二年正月三日		174
加須屋伝九郎宛知行方目録写	佐橋三郎兵衛・佐橋助太夫宛	明治二〇年三月一五日		175
佐橋与作書状	佐橋銀一宛	五月一二日		176
佐橋与作書状	佐橋銀一宛	六月二日		177
佐橋与作書状	佐橋ひさ宛	昭和二七年		178
佐橋与作書状	佐橋ひさ宛	昭和二七年		179
貯金証書	鳥取市信用組合組長吉村哲三			180
登記費用領收証	太田英雄			181
登記費用領收証	佐橋忠孝宛	昭和七年三月二十五日		182
卒業決定通知書	早稲田大学理工学部			183
佐橋与作書状	佐橋ヨネ	明治二八年五月三日		184
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			185
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			186
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			187
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			188
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			189
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			190
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			191
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			192
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			193
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			194
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			195
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			196
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			197
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			198
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			199
佐橋与作書状	佐橋銀一宛			200
（池田家関係）				
池田慶徳御目付心得書	和田大友・荒井義助・加藤主之助・西原三郎・佐久喜兵衛・佐藤次郎			
〔歴代將軍・天皇・御三家早見表〕	（安政四年）正月二〇日			
池田家系図（鳥取・岡山他）	享保頃			
池田家歴代御法号	文化頃			
池田家系図	一枚物一枚			
池田家御法号御祥忌日書上	一枚物一枚			
池田家系図	一枚物一枚			
池田家御法号御祥忌日書上	一枚物一枚			
（寛政頃迄）	一枚物一枚			
（近代）	一枚物一枚			
〔鉄路よりの手紙〕				
（龜一書状断簡）				
佐橋義男書状	佐橋銀一宛	明治三六年四月五日		
とめ書状	御兄上様宛			
切紙				
封書				
切紙				
切紙				
括				
通				

略御号記（池田家関係）	天明元年六月五日	横半帳一冊	207
〔池田家歴代略歴〕			
〔長久手合戦池田勝入討死之事写〕			
〔公義御書物奉行松本惣兵衛〕	一〇月二七日	切紙	210
〔公義御書物奉行松本惣兵衛〕	一〇月二七日	切紙	211
〔池田輝政書状写（白井一心老人宛）〕	天正二三年夏	切紙	212
〔翁御代番年中式（池田家忌日記）〕	天正二三年夏	切紙	213
〔鳥取城図〕	一〇月二七日	切紙	214
〔播州御代侍帳〕	一〇月二七日	切紙	215
〔佐橋姓〕	天正二三年夏	切紙	216
〔弘化三年一〇月写〕	天正二三年夏	小横帳一冊	217
〔安政頃〕	天正二三年夏	小横帳一冊	218
〔塔頭盛岳院開基の事〕	天正二三年夏	小横帳一冊	219
〔妙心寺役者よりの書状写〕（塔頭盛岳院開基の事）	天正二三年夏	小横帳一冊	220
〔御奉行所宛〕	天正二三年夏	小横帳一冊	221
〔御奉行所宛〕	天正二三年夏	小横帳一冊	222
〔評定所奉行心得写〕（前久）	天正二三年夏	小横帳一冊	223
〔安永七年戌十一月三日御触被仰出ル写〕（儉約令）	天正二三年夏	小横帳一冊	224
〔寛政五年四月十三日儉約并武備心懸達写〕	天正二三年夏	小横帳一冊	225
〔小金原御狩之記・寛政七年三月五日御鹿狩一件〕	天正二三年夏	小横帳一冊	226
〔寛政七年卯八月廿九日洪水損毛其外品々相改覈〕	天正二三年夏	小横帳一冊	227
〔広瀬尚主一件に付、達書写〕	天正二三年夏	小横帳一冊	228
〔文化四年唯識院へ相迎ス興津院様御筆写〕	天正二三年夏	小横帳一冊	229
〔佐橋伴右衛門〕	天正二三年夏	小横帳一冊	230
懷紙			
一枚			

II 解題

本報告書に収めた旧鳥取藩士佐橋家文書は、平成六年五月、佐橋家の御子孫である佐橋義仁氏から当館に御寄贈いただいた文書群をいう。

佐橋義仁氏は、現在鎌倉市にお住まいだが、資料自体は鳥取市湯所町の実家に保管されていたものである。当館では、寄贈者の御母堂で、同所で本資料を管理されていた佐橋可祢氏から、平成五年に本資料の存在についての連絡を受け、早速資料の調査を行い、翌年一月には本資料を当館に寄託いただいた。その後、御家族の御理解を得て、正式に資料を御寄贈いただいたわけである。

本資料は、総点数二八六点とさほど多いとは言えない。また、そのほとんどが、家や歴代に関するもので、職務に関するものは比較的少ない。したがって、本来はこれ以外にも多くの文書があつたものと思われるが、家として保存すべきと考えられたものが選択されて、ここに残っていると考えられる。その意味で、武家文書として体系立っているとは言い難いが、武家文書の在り方として一つの典型を示すと言えよう。

以下、本資料の理解のため、佐橋家の概略と資料の概略を紹介する。

1 旧鳥取藩士佐橋家について

佐橋家は、三河以来の鳥取池田家の譜代家臣で、石高は三〇〇石から四〇〇石を給された家である。石高の点では、土身分の中では中級藩士と言えるが、土身分の下に徒身分があること、また、藩政の実務はこの脇が担っていることを考慮すれば、藩内での地位は決して低くない。

佐橋家の歴代については、当館が所蔵する「佐橋与作家譜」が最も基

本となる資料である。ただし、それによれば、佐橋家の記録は享保五年（一七二〇）の鳥取大火（いわゆる石黒火事）によって焼失しており、江戸時代前期の佐橋家については不明な点が多い。以下この家譜によつて歴代の履歴を概観する。

初代与右衛門は、池田信輝の三河国吉田時代に三〇〇石で召し出され、その後暇を得て福島家（安芸國広島）に召し抱えられたが、再び播磨姫路で池田輝政に帰参し、程なく病死したという。

二代三郎兵衛（初名三郎右衛門）は、親与右衛門の広島在住時代に、親と離れて池田輝政に召し出され、輝政の子池田忠雄の淡路入國・備前移封に同行した。知行は初め一五〇石、以後三度の増加により四〇〇石となつた。忠雄死後、御廟前に石灯籠の献上を許されており、忠雄の側近であつたことが想像できる。「御國替え」によって、光仲に従い鳥取に移った後は、物頭格となり御普請奉行を勤めている。給地は汗入郡北尾村・門前村・八東郡福井村に与えられていた（汗入郡門前村の給地は、享和元年に同郡妻木村に替わる）。後に隠居しているが、その年月は不明である。

三代三郎兵衛（初名半之丞）は養子で、実父は佐枝源兵衛と記される。佐枝家はその後断絶したようで、どのような家であったかは不明である。（本資料の中に幕末期の佐枝家関係の資料が含まれているが、それによつても詳しいことは判然としない。）相続年月は不明であるが、知行四〇〇石を相違なく相続している。明暦元年（一六五五）八月に病死した。実子庄右衛門がいたが、幼少のため正式な家督相続はなされなかつたようで、その庄右衛門も明暦三年に死去したようである。

四代助太夫（初名助之丞）は、実は三代三郎兵衛の弟で、柴山十兵衛の家続養子となつてゐたが、明暦三年九月佐橋家を相続（三〇〇石）している。

た。これにより柴山家は断絶している（佐橋家文書の中に柴山家関係のものが含まれる）。延宝元年（一六七三）二月御代官、同四年六月御郡奉行、貞享二年（一六八五）四月町奉行、元禄元年（一六八八）八月御郡奉行と役職を歴任。同九年一二月に、御家中借銀作廻の仕形悪しきに付き、閉門を命じられ、同一年七月に閉門御免となつてゐる。その後病身のため、伴への相続を願い許された。

五代權太夫（初名長右衛門・儀左衛門）は、元禄二年一〇月に家督相続。元禄二年十人御番、宝永元年（一七〇四）正月大殿様（綱清）御奏者、同二年一〇月御目付、同三年七月御奏者、正徳四年（一七一四）九月御家中簡略奉行と歴任し、享保九年（一七二四）八月御役御免となつてゐる。享保二〇年三月死去。

六代三郎兵衛（初名甚平）は、享保二〇年一〇月に家督に相続（三〇〇石、格式馬廻）した。役職等は家譜には記されていない。寛保元年（一七四一）八月に死去している。

七代伴右衛門（初名銀馬之丞・右平太）は、寛保元年一二月に家督相続を許されたが、幼少のため五〇石御預けとされた。成人後、明和二年（一七六五）江戸十人御番、同七年六月重寛様御近習を勤めたが、同一年一月御近習目付に進む。天明四年（一七八四）正月、御目付。寛政元年（一七八九）三月秀三郎様（齊邦）御傳役。寛政二〇年七月御免となるが、功績により御役御免となる。寛永元年（一七七二）七月再び御近習、二月病氣により御役御免となる。寛永元年（一七七二）七月再び御近習、五年一月御近習目付に進む。天明四年（一七八四）正月、御目付。寛政元年（一七八九）三月秀三郎様（齊邦）御傳役。寛政二〇年七月御免となるが、功績により御目付に進む。文化五年（一七八四）正月、御目付。寛政四年（一八〇七）真証院（池田斉邦）の死去により、剃髪し、同五年二月に隠居した。

八代鉄藏は、実は山岡此馬（八六〇石）の弟で、安永六年（一七七七）正月に養子となつてゐる。文化五年一月家督を相続（四〇〇石）し、そ

の年九月に御使番を命じられた。文化九年七月長屋の廐から出火して大火となり（いわゆる佐橋火事）、遠慮を仰せ付けられた（二〇月に御免）。同一年御領内異國船漂流の節その場へ差し出しの命を受けている。天保二年（一八三二）四月に隠居した。

九代伴右衛門（初名弁藏、隠居後世休）は、実は加須屋与十郎（三九三石）の弟。文化九年（一八二二）正月養子となつた。天保二年四月に家督を相続、養子のため五〇石を減らされ三五〇石を給された。天保四年一一月、伴右衛門と改名。同二〇年二月、勝手向き必至困窮に付き、来年から五年の居在郷を許されている。天保一四年一二月隠居。弘化二年（一八四五）三月に剃髪し、世休と改名した。

一〇代兎齋（初名平次郎）は、天保一四年（一八四三）一二月に家督相続したが、養子のため五〇石を減らされ三〇〇石となつた。実家は家譜には記されていないが、108の資料によつて兎齋は加須屋平允（三五〇石）の次男であることがわかる。加須屋平允は、九代伴右衛門の実家加須屋与十郎家とは同族であるが別家である。安政三年（一八五六）七月、御目付役を命じられるが、同四年八月、病氣により依頼免職となつてゐる。文久三年（一八六三）六月、小泉勇次郎三男東藏を婿養子とし、元治元年（一八六四）一〇月、病身のため伴へ名代勤とすることとなつた。慶應二年（一八六六）一月剃髪し、明治二年（一八六九）一〇月兎齋と改名、同年一二月隠居し、伴へ家督相続している。

一一代与作（初名東三、東藏）は、小泉勇次郎三男。文久三年六月婿養子となる。同八月大小姓御雇、慶應元年一二月名代勤御小姓、明治元年二月御近習へ転席、同二年五月職制改正により職名廢止、近侍を仰せ付けられた。同一〇月、与作と改名。同一年一月、家督を相続。同月、御櫻役を仰せ付けられた。明治四年八月、廢藩置県により、職務御免と

なるが、改めて近侍を仰せ付けられた。一二月、改革人減らしのため、職務御免となり、池田家から県へ御返しとなつた。

以上のように、佐橋家は池田家に一一代にわたって仕え、とりわけ二代三郎兵衛は池田忠雄の側近として活躍し、四代助太夫は郡奉行・町奉行、五代・七代・一〇代は御目付の要職についている。冒頭に記したように、池田家譜代の家臣として藩政の実務に当たつた家と言えよう。

なお、一一代与作は、明治二〇年に北海道鉄路に移住し、鳥取の家は子の銀一が継いでいる。

2 旧鳥取藩士佐橋家文書について

本資料は、冒頭に述べたように総点数はさほど多くない。また、資料の中心は佐橋家歴代に関するものである。したがつて、整理の際に、「家」に関するもの、「その他の文書」、「書籍」の三つに分類した。

一 家では、藩士の家にとって最も重要な文書である、藩主からの「知行宛行状」に類するもの（1—8）をまずあげた。佐橋家は享保五年の大火灾で文書を焼失したようで、それ以前の文書は失われているが、三代藩主池田吉泰以降の知行宛行状が残されていた。ただし、十二代池田慶徳のもの以外は、寄贈を受けず佐橋家に残されている。なお、池田慶徳の知行宛行状（3）には「奉還済」の朱印が押され、4・7の資料によつて、明治二年（一八六九）の版籍奉還の際に藩に差し出したこと、および明治一六年に佐橋家が池田家に知行宛行状の返還を願い、それが許されて佐橋家に戻されたことが窺える。鳥取藩士の家文書の中には、通常歴代の知行宛行状は残されていても、最後の藩主池田慶徳のものが見られないことが多いが、その理由はこの版籍奉還に伴う知行宛行状の返上

にある。そのため、池田慶徳の知行宛行状は珍しい資料と言える。次の「家筋書上・法名書」（9—32）は、佐橋家が藩に提出した奉公書と佐橋家歴代に関する法名や履歴をまとめたものである。鳥取藩士家では、しばしば藩士各家に奉公書の提出を求めていたが、その控え、あるいは写しが9—15である。その他は佐橋家の私的な記録であろう。

「歴代関係達書・御用状」（33—129）は、佐橋家歴代の相続や格式・役職任命などに関する藩からの公文書である。これらの文書は、佐橋家が家として重要と考えたため、残されたものと思われる。基本的に年代順に配列した。

「佐橋家関係近世その他」（130—161）

は、佐橋家の近世文書で達書・御用状以外を収めた。内容的には、職務に関するものや家に関するものなど多岐にわたっているが、体系的なまとまりがないため、ここに一括したものである。いずれも断片的で、詳細はよくわからないが、いずれも慶応四年（一八六八）頃に作成された一連のものと思われる。

断絶した佐枝家に縁の者が米子に居り、その者が佐枝家について調べており、関係する佐橋家に記録がないかどうかを尋ねたものと思われる。

「柴山家関係」（169—171）は、四代助太夫の実家柴山家に関する文書である。これも佐枝家同様他から依頼があつたようで、やはり慶応四年（一八六八）頃に作成されているが、その詳しい事情や柴山家に関する詳細は残されていない。

「加須屋家関係」（172—173）

は、九代伴右衛門の実家加須屋家に関するものであるが、知行目録の写し二点のみである。

「鉄路よりの手紙」（174—181）

は、明治二〇年に北海道鉄路に移住した

佐橋与作や家族が鳥取に残った佐橋銀一らに送った手紙である。この手

紙については、すでに高嶋弘志氏が「鳥取村移住者の手紙から」（鉄路公立大学地域研究）第4号、一九九六年三月）に翻刻・紹介をされている。資料の中には、父与作が銀一に宛てた手紙以外に、与作に同行した家族の手紙が含まれ、とりわけ幼い子供たちが書いた手紙は、絵入りで鉄路での生活を伝えており興味深い。

「近代」（182—199）は、鉄路関係以外の近代文書である。その多くは、佐橋家が明治以降に住んだ現鳥取市湯所町の土地の売買に関するものである。また、198の氏子札は、明治五年に作成されたもので、家族五人の分が残されている。これは、各人がいすれかの神社の氏子であることを証明する木札で、江戸時代の寺詣制に替わる神社詣の構想のもとに作成されたものと思われる。氏子札の制度の成立と変遷についての詳しい研究はないが、廢藩置県前後の宗教政策や人別把握について考える上で貴重な資料といえ、今後類例の調査が必要であろう。さらに、199の写真七点は明治初期に撮影された佐橋家家族の肖像写真である。一一代与作の肖像と思われる写真は、丁髷を結い羽織・袴・帯刀の侍姿である。写された人物を正確に特定できないが、これらは当時の風俗を伝える好資料である。

II その他文書は、家としての佐橋家に直接関わらない文書である。

「池田家関係」（200—218）は、藩士として当然心得ておかなければならぬ藩主池田家に関する文書である。200は、池田慶徳の直筆の文書で、佐橋平次郎の御目付在任中に御目付全員に宛てたものである。「家」に分類してもよい資料であるが、本資料中に類似の資料がないため、ここに収めた。藩政に直接関わろうとした青年藩主池田慶徳の意気込みが感じられる資料である。その他は、系図類や法号に関するものが多く、それ

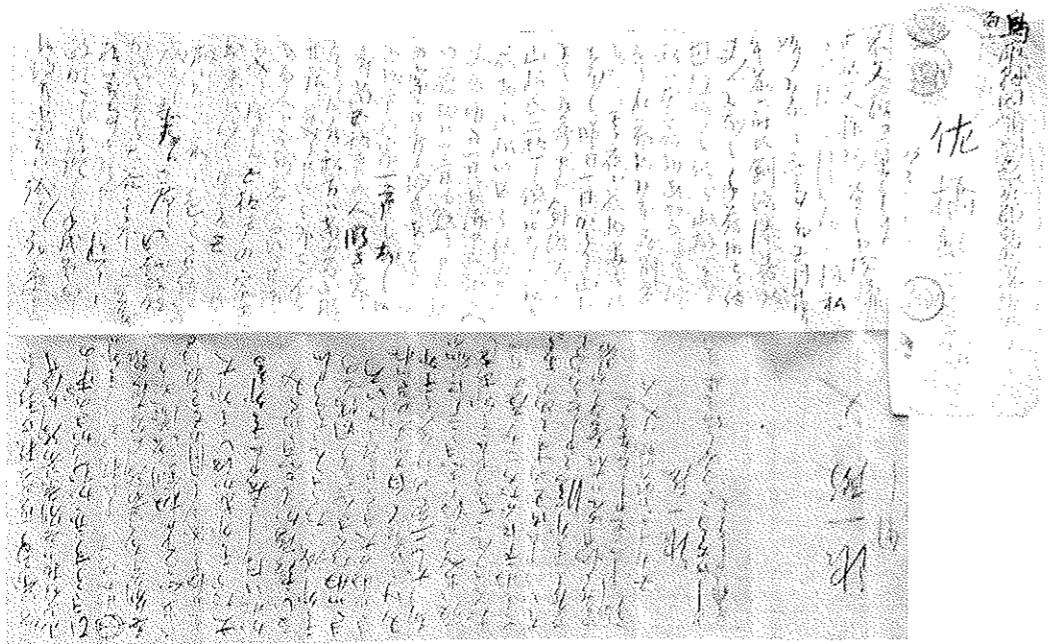
以外は断片的である。

「法令・諸行事等」は、これまでの分類に入らない、その他の文書を収めた。公務に関するものや私的なものと、内容はさまざまである。おそらく、家に関する文書に付隨して残されたと思われる。いずれも断片的で、まとまつた資料群はないようである。

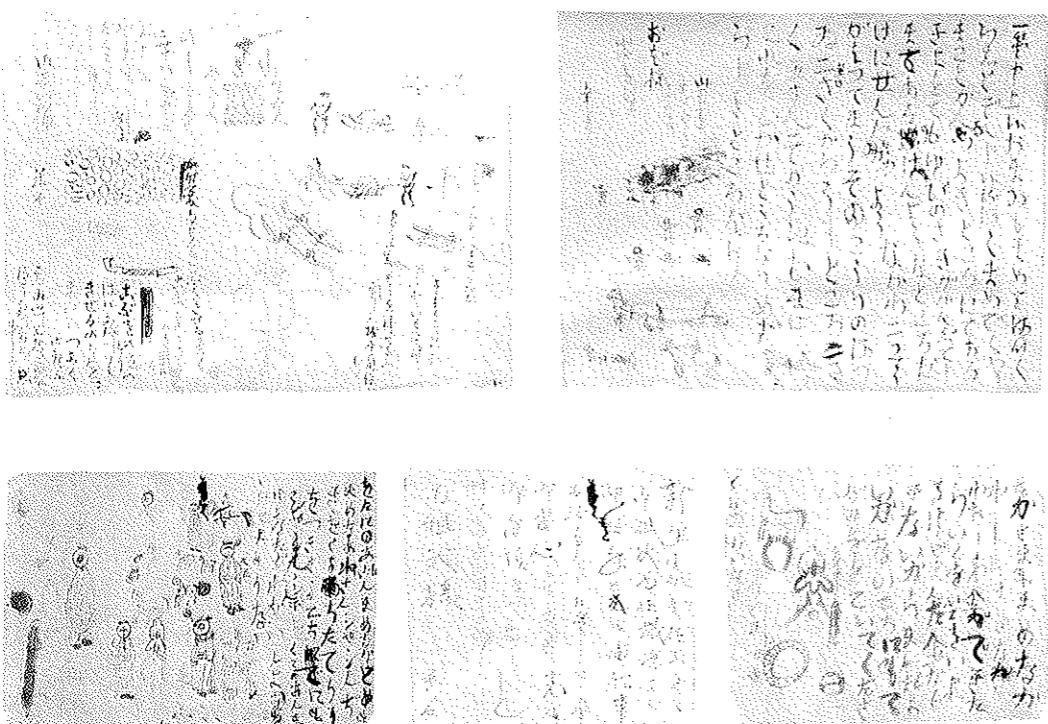
III 書籍は、資料に含まれていた若干の書籍類である。内容や形態もまちまちであり、これらは、残そうとして残されたものでなく、佐橋家が資料を整理する中で、偶然に残ったものと考えられる。

以上のように、寄贈いただいた佐橋家文書は、それまでに佐橋家によってかなり整理が行われており、その際かなりの程度取捨選択が行われていることが想定される。そのため、家に関する文書はかなり体系的に残されているのに対し、職務に関する文書は体系性を欠き断片的である。しかししながら、典型的な中級藩士である佐橋家の文書は、鳥取大地震・鳥取大火によつて多くの資料が失われた中で、幸いに散逸を免れた貴重な資料である。鳥取藩を研究する場合、当館に旧藩主池田家に伝わった「鳥取藩政資料」が大量に残されているとはいえ、実際に藩政の実務を担当した佐橋家のような家の文書からしかわからない問題も多いと思われる。本報告書の刊行を機に、本資料がさまざまな視点から有効に活用されることを期待して、不十分ながら解題とさせていただく。

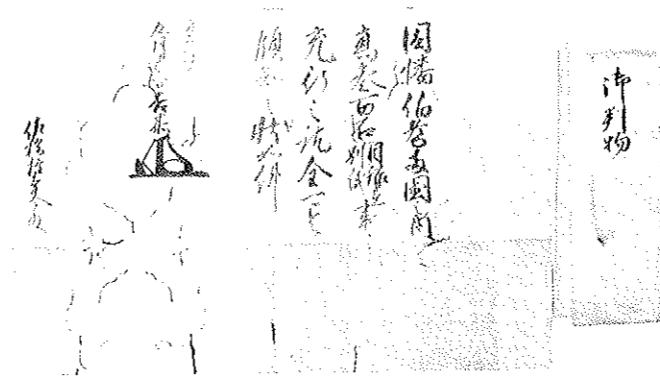
III 資料写真



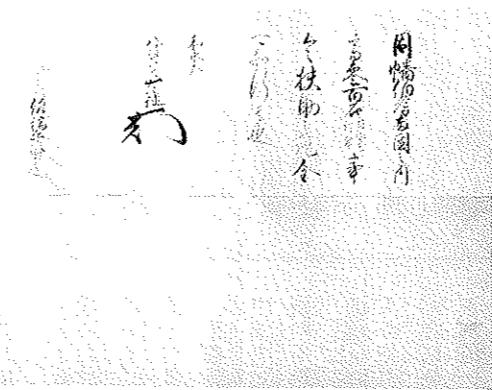
174 佐橋与作書状（釧路到着を告げる）



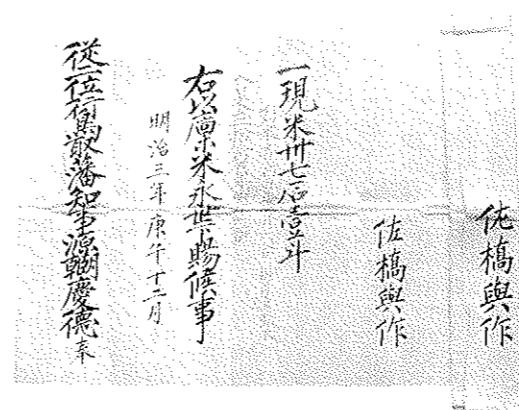
181 [釧路よりの手紙] の内 5点



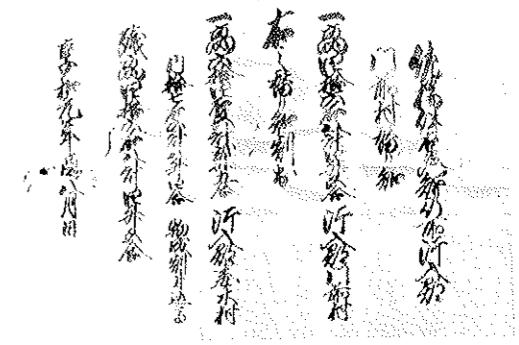
1 池田吉泰知行宛行状写



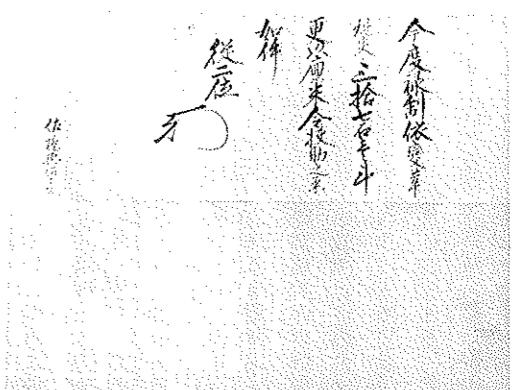
3 池田慶徳知行宛行状



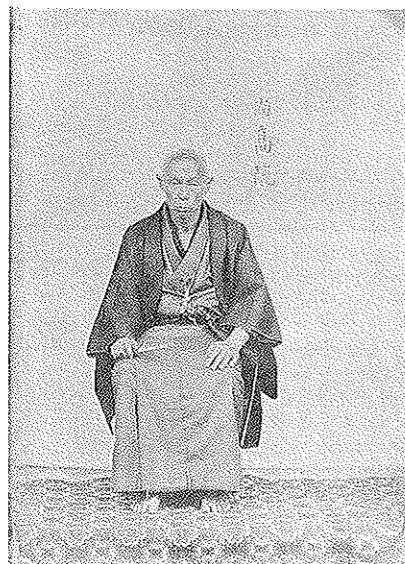
7 池田慶徳稟米永世下賜状



2 知行所替り知目録



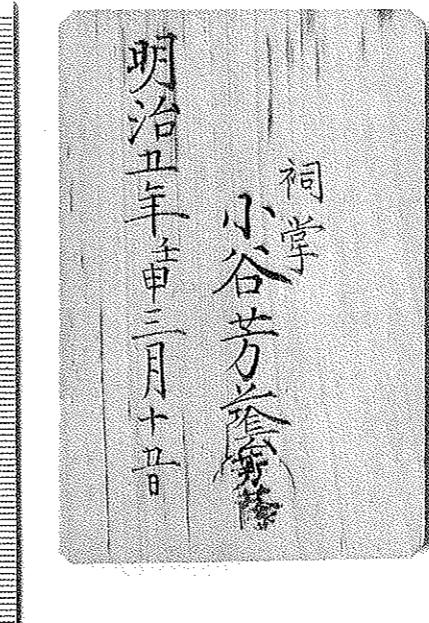
5 池田慶徳稟米扶助状



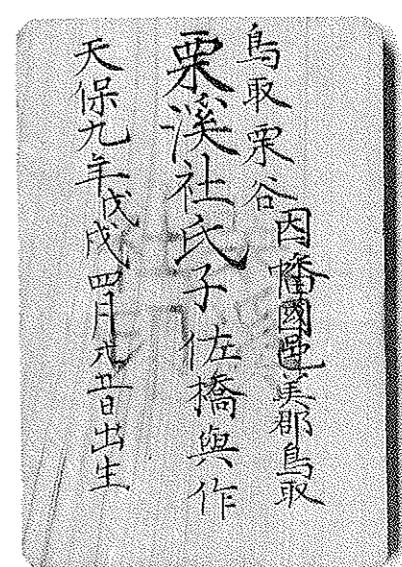
199 写真の内（佐橋禿斎か）



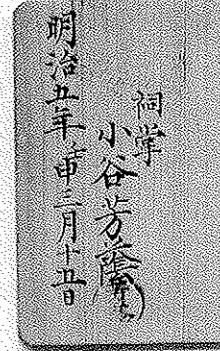
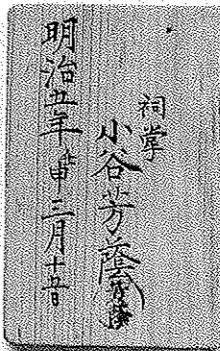
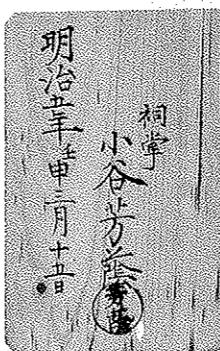
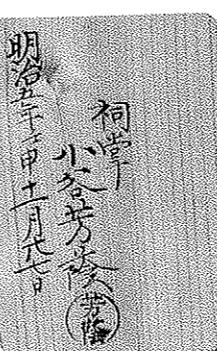
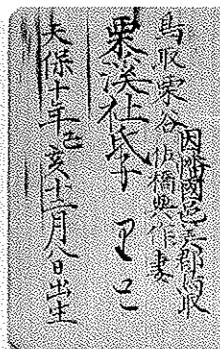
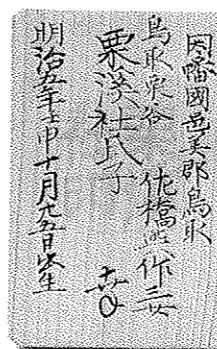
199 写真の内（佐橋与作か）



198 氏子札の内、佐橋与作分（表・裏）



199 写真の内 5点



198 氏子札の内 4点（表・裏）

あとがき

書類

善惡邪正悉
言上三及び理非私なく、目付は職猶其心を

書類

付は職猶其心を
尽すへし。并町目付ハ身分
輕候得とも、勤處之役

書類

偏重候得は、私意ニ流さる
は彼等之常處

書類

略候得とも、勤處之役
して寸暇も怠へか(ら)す。

書類

市中は勿論、何方
ニ於ても、法度を犯し制禁

書類

見聞候は年寄并昵近身重之族
たりとも、差咎捨

書類

免へか(ら)す。或はひそかに
可申達。兎角法令は

書類

上よりして不守候ては不叶事也。追
々品より我等か申通

書類

へも呼出し、直承り申渡儀等之事
有之条、平常此心を

書類

不取失様可相守。目付は罰
一人而千万人おそる心ノ

書類

罪して天下治ると申意味肝
要候条、此旨申達者也。

書類

正月廿日（慶徳花押）
和田平太夫

書類

黒部源之助
加藤十次郎

書類

西原小三郎
戸次半兵衛

書類

佐橋平次郎

平成十一年度

資料調査報告書 第二十七集

—旧鳥取藩士佐橋家文書—

平成十二年三月三十一日 発行

鳥取県立博物館
鳥取市東町二丁目一二四
電話 ○八五七一六一八〇四一